



憲 法

A県は、街頭犯罪に対する防犯を強化し、また犯罪一般の検挙率を向上させるため以下のような骨子案を作成し、問題がなければ条例化した上で街頭に防犯カメラを設置し、活用することを計画している。

防犯条例制定のための骨子案

- 第1 県は、必要と認めた場合は県内の主要な町の街頭に防犯カメラを設置することができる。
- 第2 とくに必要と認めた場合は、警察官がリアルタイムで第1で定めるカメラ(以下「第1のカメラ」という。)で撮影された映像を監視し、街頭犯罪の防止に活用することができる。
- 第3 第1のカメラの周辺で犯罪が発生した場合には、警察は必要と認めるときは第1のカメラで撮影されたビデオ等を犯罪捜査のために利用することができる。
- 第4 第1のカメラで撮影されたビデオ等の保存期間は6カ月とする。
- 第5 県は、施行細則で定める一定規模の商店街については、その街頭に防犯カメラの設置を義務づけることができる。
- 第6 第5で定めるカメラ(以下「第5のカメラ」という。)の周辺で犯罪が発生した場合で警察が命令したときは、第5のカメラで撮影されたビデオ等を提供しなければならない。
- 第7 第5のカメラで撮影されたビデオ等の保存期間は6カ月とする。
- 第8 第5から第7までの義務に違反した場合でも罰則は設けない。

この中に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。また、かりに違憲の疑いがあるとした場合には、どのような修正を加えれば合憲となるかについて述べなさい。

(配点：25点)



民法

次の小問 1 及び小問 2 に答えなさい。なお，解答の順は問いません。

小問 1

B 会社は，運転資金に窮したため，B 会社の取締役 C，D，E が相談して，A 銀行から B を主たる債務者として，3000 万円を借り受けることにした。B が A からこの借財をするに際して，C 及び D がその連帯保証人となるとともに，B 所有不動産甲（時価 2000 万円），C 所有不動産乙（時価 2000 万円），E 所有不動産丙（時価 1000 万円）に抵当権が設定された。また，A からの依頼に応じて，社外の人物である F の保証もとりつけられた。B の A に対する債務の弁済期が到来したが，弁済がなされなかったため，F が 3000 万円と利息を A に弁済した。しかし，F が A に弁済したときにはすでに丙不動産は E から G に譲渡され，登記も G に移されていた。A に債務全額を完済した F は，B 及び B 以外の当事者に対して，どのような論拠に基づいてどれだけの額を請求することができるか。（配点：15 点）

小問 2

民法 177 条にいう「第三者」の主観的態様（善意・悪意，過失の有無）について論じなさい。（配点：10 点）



刑 法

甲は、日曜大工の趣味が高じて、輸入木材を組み上げてログハウスのような家を自力で造り、家族と共に住んでいる。

ところが最近、些細なことから近所に住む乙と仲違いをし、遂にある夜、乙が、甲の家の玄関扉に赤色ペンキで大きく「人殺し」と書く事件が発生した。翌朝、これを見つけた甲が調べてみると、ペンキが木製扉の内部まで染み込んでいるため、シンナーで拭いたり鉋で削っただけではペンキを落とすことができないことが判った。甲は、道路に面した扉をそのままにしておくのもみっともないと考え、事件のあった翌日に馴染みの材木屋からこれまでと同じ規格の扉板を買って来て、蝶番とネジで新しい扉を取り付けた。

甲には、ペンキで嫌がらせをしたのが乙であることは、おおよそ見当が付いていた。怒鳴り込もうかとも思ったが 証拠がないうちから騒ぐのは大人気ないと、差し控えていた。すると、甲が扉を付け替え終わったところに乙がやって来て、「おーっ。新しくしたねえ。」「真新しい板をぶっ叩くのも、面白いだろうな。」と言いながら、今度はスコップを振り回して、甲の家の扉や外壁に傷をつけようと近づいて来た。甲は、これ以上自宅に傷を付けられてはたまらないと考え、とっさにバールを手に取り、乙のスコップの柄の部分に打ち当て、柄を折ってスコップを使い物にならなくしてしまおうとした。ところが、揉み合っているうちにスコップの先端が乙の右脚に当たり、その痛みの余り乙はスコップを握り締めたまま逃げてゆき、その後1週間ほどの間、右脚の傷の治療のため医者に通うことになった。

以上の事例における甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

（配点：25点）